⑵　認められた減損の兆候の概要

①　ａ及びｂの職員宿舎については、近隣の住宅事情の変化等に伴い本学職員の入居希望者が減少し、利用率が低下したため、減損の兆候が認められた。

②　ｃの研修施設（石打研修所）については、新潟県南魚沼市に設置されておりスキー場が点在する立地にあるが、遠隔地で交通の便が悪く夏季利用団体の減少やスキー人口の減少化に伴い利用者が減少し、利用率が低下したため、減損の兆候が認められた。

⑶　減損の兆候の有無について、複数の固定資産を一体として判定した場合における、当該資産の概要及び当該資産が一体としてそのサービスを提供するものと認めた理由

①　ａの職員宿舎（集合住宅）については、建物と構築物からなり、建物と補完的な関係を有する構築物（屋外ガス装置等）であることから、一体としてそのサービスを提供するものと認められたため、減損の判定にあたっては一体として行っている。

②　ｂの職員宿舎（１戸建）については、建物と附属設備からなり、建物と補完的な関係を有する附属設備（屋外排水設備）であることから、一体としてそのサービスを提供するものと認められたため、減損の判定にあたっては一体として行っている。

③　ｃの研修施設（石打研修所）については、土地、建物及び構築物からなり、建物と補完的な関係を有する土地及び構築物（屋外給水設備等）であることから、一体としてそのサービスを提供するものと認められたため、減損の判定にあたっては一体として行っている。

⑷　減損の認識に至らなかった理由

①　ａ及びｂの職員宿舎については、平成20年度からの筑波地区公務員宿舎の廃止計画に伴い、廃止予定公務員宿舎に入居中の本学職員の移転先として使用稼働が確実に見込まれており、当該資産がその使用目的に従った機能を現に有していることから、減損の認識に至らなかった。

②　ｃの研修施設（石打研修所）については、「研修施設に係る運用改善検討ワーキンググループ」が策定した改善策の答申に基づき、利用者の利便性に配慮し利用促進を図るため、大学ＨＰでの広報の充実及びWeb予約申込み等の施策を講じ、利用対象を学内利用から関東甲信越地区大学の学生及び職員に拡大したことから、利用率の向上が見込まれており、当該資産がその使用目的に従った機能を現に有していることから、減損の認識に至らなかった。

（資産除去債務関係）

１．資産除去債務の概要

石綿障害予防規則等の規定に基づく建物のアスベスト除去義務、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の規定に基づく放射性同位元素等を使用している工具器具備品の放射線の除去義務及び建物の賃貸借契約等に伴う原状回復義務である。

２．資産除却債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から８年～26年と見積もり、割引率は、1.040％～2.254％を使用して資産除去債務の金額を計算している。

３．当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	198,748千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	―円
時の経過による調整額	2,132千円
資産除去債務の履行による減少額	41,784千円
その他増減額（△は減少）	2,604千円
期末残高	161,700千円

（賃貸等不動産関係）

本学は筑波地区に附属病院患者用駐車場及び学生宿舎等を有している。これらの賃貸等不動産の貸借対照表計上額、当期増減額及び時価は次のとおりである。　（単位：千円）

貸借対照表計上額			当期末の時価
前期末残高	当期増減額	当期末残高	
28,678,010	1,290,152	29,968,161	29,572,500

（注１）　貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額である。

（注２）　当期増減額のうち、主な増減額は次のとおりである。

取得等による増加（東京キャンパス文京校舎敷地ほか）　1,647,142千円

減価償却等による減少　356,990千円

（注３）　当期末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて本学で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）である。

また、賃貸等不動産に関する平成23年度における収益及び費用等の状況は次のとおりである。　（単位：千円）

賃貸収益	賃貸費用	その他（売却損益等）
394,075	640,815 （うち、損益外減価償却相当額321,160）	205

（重要な債務負担行為）

１．ＰＦＩ事業である「筑波大学生命科学動物資源センター施設整備等事業」に関する維持管理費620,822千円、施設整備費　1,217,219千円（元本相当額）

２．ＰＦＩ事業である「筑波大学附属病院再開発に係る施設整備等事業」に関する病院運営支援費、維持管理費等　73,535,809千円、施設整備費　33,450,926千円（元本相当額）

３．「（災害復旧）総合体育館新営その他工事」に関する翌事業年度以降支払額　753,375千円

４．「汎用ペレトロンタンデム加速器システム」に関する翌事業年度以降支払額　651,210千円

（東日本大震災関係）

東日本大震災により損壊した施設及び設備のうち、当事業年度内に修繕が完了した経費については、臨時損失に災害損失（1,529,197千円）として計上しており、このうち1,521,383千円が平成23年度補正予算により賄われている。

なお、平成23年度補正予算により実施した修復関連事業のうち、事業未完了の部分（2,699,870千円）は当事業年度で収益化せず、翌事業年度へ債務として繰越している。

（重要な後発事象）

該当事項はない。

（千円単位の金額の表示について）

各々の計数を表示単位未満で四捨五入しているため、合計額と符合しない場合がある。

ただし、「利益の処分に関する書類（案）」については円単位で表示している。